

第108回食品安全委員会 委員からの意見・質問等

- 1 薬事法の規定の中で、医薬品としての容量が30mgで許可されている一方で、健康食品については医薬品の10倍以上の量を含有することに関して安全評価してもらいたいという理由が矛盾しており、不明である。
- 2 評価結果については、関係業界等に通知することとしている（委員会説明資料に）あるが、何ら規制をしないのか。
- 3 多量に販売されている他の健康食品についても、今後このような意見を求めてくる予定なのか。意見を求める場合の整理を示していただきたい。
- 4 （医薬品と対比した）食品の特性として、
 - ・摂取する場合に、医療従事者が関与しない。
 - ・食品は、10年以上の長期間飲食すると考えられるので、長期間摂取の影響を検討する必要がある。しかし、ヒト摂取試験等の調査は長く実施したものでも2～3か月間程度である。
 - ・基礎疾患を持った人など様々な背景の人を考慮する必要がある。これらの特性があることを考慮すると、特定保健用食品のように、限定的な範囲ではなく、ある食品の全ての安全性を当委員会で担保することは困難である。コエンザイムQ10を特定保健用食品として諮問することは考えていないのか。
- 5 どのような有効性を基準にして医薬品として使われているのか、どのデータに基づいて30mgとしているのか、実際にどのような効果があるのか、基となつたデータを示すこと。